

## 国際交流スタート支援事業に係る経費の取り扱い

### 1. 交通費について

事業の実施に必要な外部講師、ボランティアスタッフやアルバイトスタッフ等の交通費の他、申請団体スタッフの中でも、その事業の企画や遂行・運営の柱となる人物にかかる経費を対象とする。

### 2. 交流会費について

「参加者との交流会」が事業の一部に組み込まれているものについては、参加者や講師、ボランティアやアルバイトスタッフ等の他、申請団体スタッフにかかる経費を対象とする。